

令和 2 年第 4 回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第4回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 令和2年4月24日(金)午後1時30分から午後2時00分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール
- 3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
  1. 農地法第43条第1項の規定による届け出について
  2. 使用貸借権の合意解約について
  3. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
  4. 農用地の形状変更届出について
  5. 非農地証明願について
- 6 議事
  - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
  - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
  - 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
  - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 7 その他連絡・報告事項
  1. 令和2年4月事業報告について
  2. 令和2年5月事業予定について
  3. その他
- 8 農業委員会事務局職員  
事務局長 菊地 和則

## 9 会議の概要

事務局

定刻になりましたので、ただいまより令和2年第4回美里町農業委員会総会を開会いたします。

今月総会は、国の新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づく緊急事態宣言及び美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針により、会場を従来の202会議室から多目的ホールに変更の上、総会時間は大幅に短縮しますので、よろしくご理解とご協力のほどお願いいたします。

また、総会の冒頭での会長の挨拶は省略しますので、重ねてご理解とご協力のほうをお願いします。

それでは、議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願い申し上げます。

議長

それでは、これより令和2年第4回美里町農業委員会総会を開催いたします。

議長

本日の出席委員は16名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。4番我妻卓美委員、5番古内世紀委員のお二人にお願いいたします。

議長

それでは、報告事項1番、農地法第43条第1項の規定による届出について、既に皆様には総会資料をお配りしておりますので一読されたと思いますので、先ほどの事務局長の開会宣言の中にもありましたように、新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づく緊急事態宣言及び美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針により、事務局の朗読は省略させていただきます。

なお、4月14日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

佐々木裕一委員

農地調査委員会は今月も遊佐恭一委員と委員長である私佐々木の2名が担当し、伊藤恵子会長、邊見会長職務代理者、事務局から菊地局長、高橋次長

の計6名により4月14日火曜日に現地調査を行いました。

番号1について、届出内容は、株式会社 が 栽培を行うため、農作物栽培高度化施設を設置し、その底面をコンクリート等で覆うというもので、先月開催の第3回総会第2号議案の番号 から までの農地利用集積計画による利用権設定の申請と合わせて、3月10日に提出されたものです。

届出の提出を受け、農地調査委員会は、施設が専ら栽培の用に供されるものであるか、高さが8m以下であるかといった、農地法施行規則第88条の3に規定される基準を満たしているかについて、農地委員会と合同による書類及び現地調査を3月13日に実施しております。

その結果、要件を満たしていることを確認しましたので、3月27日に届出を受理し、速やかに受理通知書を交付するよう事務局に指示しました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。報告事項1番について不明な点があれば、説明いたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、報告事項2番、使用貸借権の合意解約について、報告事項3番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知について、報告事項1番と同様、事務局による朗読は省略し、不明な点があれば説明いたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして報告事項5番、農用地の形状変更届出について、報告事項2番から4番までと同様、事務局による朗読は省略しますが、4月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

佐々木裕一委員

農地調査委員会は今月も遊佐恭一委員と私佐々木の2名が担当して、伊藤会長、遠見職務代理者、事務局から菊地局長、高橋次長の計6名の4月14日に現地調査を行いました。

番号15について、現地は 地区の 、 、 に位置しています。届出があった 筆の合計面積は , 平方メートルで、土盛りをしてビニールハウスよる露地栽培等をしており、特に問題ないものと確認してきました。

以上です。

事務局

農用地の形状変更届出の提出について補足をいたします。

番号15番の 地区の について、地元の委員は特に分かりますが、現地は田んぼではございません。どなたが見ても畑でございますけれども、届出人の さんに詳細を確認したところ、 土地改良区から水利費の決済金を払う関係で、農業委員会の総会資料の中で形状変更の届出が明記されていれば受け付けをする、との事情がございました。その関係で、現地は既に畑ですが、決済金を払う関係での形状変更の届出であるということを付け加えいたします。

よろしく申し上げます。

議長

ご苦労さまでした。

ただいま農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして報告事項6番、非農地証明願について、報告事項5番と同様、事務局による朗読は省略しますが、4月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

佐々木裕一委員

番号4番については 地区の に位置しています。地目は畑ですが、所有者の自宅居宅や車庫等が建っており、非農地化して20年以上経過していることから、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示いたしました。

番号5については、 地区の に位置しています。地目は畑ですが、所有者の旧居宅敷地の一部として使用され、非農地化して20年以上経過していることから、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務

局に指示いたしました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

ただいま農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして議事に入ります。

議長

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

先ほどの報告事項についてと同様、事務局による朗読は省略し、委員皆様も総会資料はお目通しされたと思いますので、第1号議案について、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

第1号議案と同様、事務局による朗読は省略し、番号173番を除いた42議案についてを審議いたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、番号173番を除いた42件について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号173番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、15番遠見勝寿委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(13:41)

議長

再開します。(13:41)

議長

休憩前に引き続き、議案番号173番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号173番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(13:42)

議長

再開します。(13:42)

議長

第2号議案、農地利用集積計画書審議については、42議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

第2号議案同様、事務局による朗読は省略し、議案番号48番と54番の2議案を除いた22議案について審議いたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号48番と54番の議案を除いた22議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号48番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、15番邊見勝寿委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(13:43)

議長

再開します。(13:43)

議長

休憩前に引き続き、議案番号48番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

議案番号48番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(13:44)

議長

再開します。(13:44)



議長 続きまして、議案番号54番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、10番遊佐恭一委員の退席を求めます。

議長 休憩します。(13:45)

議長 再開します。(13:45)

議長 休憩前に引き続き、議案番号54番について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。  
議案番号54番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。(13:46)

議長 再開します。(13:46)

議長 第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見については、24議案全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構に書類を進達いたします。

議長 続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

第3号議案同様、事務局による朗読は省略しますが、4月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、議案番号5番から7番までの3議案について、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

佐々木裕一委員

それでは報告します。番号5について、現地は 地区の に位置しております。転用目的については居宅の建築です。非農地部分は小集団の生産性の低い農地によることから第2種農地と判断いたします。先程の非農地証明願、番号4とは隣接する位置にあり、他の農地以外のことも検討した上でということで、許可相当と見てきました。

番号6について、現地は 地区の に位置しております。転用目的は自身が経営する会社の駐車場の設置で、農地区分は都市計画用地であることから第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらないので許可相当と見てきました。

番号7については、 地区の に位置しております。転用目的は居宅建築で、非農地部分は 駅から300メートル以内にあるため第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

以上であります。

議長

ご苦労さまでした。

農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、議案番号5番から7番までの3議案について、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第5条1項の規定による許可申請の意見決定について、議案番号5番から7番までの3議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達いたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第4回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和2年 月 日

会 長

署名委員 4番

署名委員 5番